

【パブリックコメントに基づく変更点(新旧対照表)】

箇所		修正前	修正後
1	P2 1-2位置付け 【上位計画等との関係】	札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。 また、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。	札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。 また、 <u>景観法第8条第7項の規定により</u> 、この計画のうち都市計画区域についての内容は、第2次札幌市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）に適合するものとして定めます。
2	P3 1-3計画の前提 (1)計画のとらえ方	「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。さらに、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する重要な要素であるといえます。 また、景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。景観形成に向けた取組を推進するためには、こうしたとらえ方を踏まえることも重要です。	「景観」とは、一般的に景色や眺めなどを意味する言葉です。この景観を構成する要素には、まず、山並みや緑地、河川等の「自然」的要素と、建物や道路、橋りょう等の「都市」的要素があります。 <u>また、気候風土等に根差した生活・文化が街並みの特徴として表れたり、多くの人が集うイベントや人の往来が街の雰囲気醸し出すなど、「人（暮らし）」も景観を構成する要素です。このように景観は、そこに住み、訪れる全ての人々に関わりがあり、目に見えるものだけでなくそれが形成された背景も含めてとらえることが重要です。</u> <u>さらに</u> 景観は、対象物との距離、季節や時間、景観をとらえる主体（見る人）など、以下のような要因で見え方に変化が生じます。
3	P9 1-3計画の前提 (2)これからの景観施策の主要課題	こうした状況において景観の魅力を高めていくためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、地域住民とともに取り組んでいくことが不可欠となります。	こうした状況において景観の魅力を高めていくためには、これまで築かれてきた生活・文化を踏まえ、地域住民 <u>を含めた多様な主体が協力し取組を積み重ねて</u> いくことが不可欠となります。
4	P35 4-1札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針 (1)自然～自然的特性を踏まえた景観形成の方針 <水とみどり>	〇骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視し、連続性のある景観形成を図ります。	〇骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、 <u>きめ細かなネットワークの連続性も考慮した</u> 景観形成を図ります。
5	P42 5-1届出・協議による景観誘導 (1)現状と課題 ①現状	届出・協議による景観誘導は、景観法に基づく最も基本的な取組です。	<u>建築行為等を届出の対象とし、良好な景観の形成のために協議する取組（届出・協議による景観誘導）</u> は、景観法に基づく最も基本的な取組です。
6	P45 (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 ア 景観計画区域における景観形成基準等	景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項）及び景観形成基準（景観法第8条第2項）は（別表1）のとおり定めます。	景観計画区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項）及び景観形成基準（景観法第8条第2項）は（別表1）のとおり定めます。 <u>景観計画区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観形成基準に適合させる必要があります。</u>
7	P45 (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 イ 景観計画重点区域における景観形成基準等	景観計画重点区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項、条例第24条）及び景観形成基準は（別表2）のとおり定めます。なお、景観形成基準については、アで定めるものに加えて適用します。	景観計画重点区域における届出対象行為（景観法第16条第1項、第7項、条例第24条）及び景観形成基準は（別表2）のとおり定めます。 <u>景観計画重点区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させらうえて、当該地区の景観形成基準に適合させる必要があります。</u>

箇所		修正前	修正後
8	<p><b>P45</b> (4)取組を支える制度と運用の考え方 ①届出 ウ(仮称)景観まちづくり推進区域における景観形成基準等</p>	<p>(仮称)景観まちづくり推進区域においては、当該地区の(仮称)景観まちづくり指針(5-3参照)の中で届出対象行為及び景観形成基準を定めることができるものとします。なお、届出対象行為及び景観形成基準については、アで定めるものに加えて適用します。</p>	<p>(仮称)景観まちづくり推進区域においては、<u>景観計画区域における届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項)及び景観形成基準(景観法第8条第2項)に、当該地区の(仮称)景観まちづくり指針(5-3参照)で、届出対象行為と景観形成基準をそれぞれ追加することができるように、条例に位置づけます。</u> <u>(仮称)景観まちづくり推進区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させらうえて、当該地区の(仮称)景観まちづくり指針で定めた景観形成基準に適合させる必要があります。</u></p>
9	<p><b>P48</b> 5-2景観資源の保全・活用 ①現状</p>	<p>また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観の維持・保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成を行っています。</p>	<p>また、景観重要建造物等の指定状況についてはホームページや現地の標識等を通じて周知を図っているほか、所有者に対しては専門家の派遣等による技術的援助や外観保全のための改修工事等にかかる費用の一部助成<u>(景観重要建造物等助成金：助成対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度として助成)</u>を行っています。</p>
10	<p><b>P49</b> (2)取組の基本的考え方</p>	<p>●そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、景観資源を積極的に保全・活用していく。</p>	<p>●そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、<u>景観資源が有効に保全・活用される取組を積極的に推進していく。</u></p>
11	<p><b>P50</b> ②景観資源の保全・活用への多様な支援</p>	<p>② 景観資源の保全への多様な支援</p>	<p>② 景観資源の保全・<u>活用</u>への多様な支援</p>
12	<p><b>P50</b> ③多様な主体による景観資源の共有【ロードマップ】</p>	<p>② 景観資源の保全への多様な支援</p>	<p>② 景観資源の保全・<u>活用</u>への多様な支援</p>
13	<p><b>P54</b> 5-3地域ごとの景観まちづくりの推進 (1)現状と課題 ①現状</p>	<p>良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成27年第2回市民アンケート※17の結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっており、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり※18」の取組が一層重要となります。</p>	<p>良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成27年第2回市民アンケート※17の結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっ<u>ていることから</u>、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり※18」の取組が一層重要となります。</p>
14	<p><b>P60</b> (3)主な取組 ①景観に関する教育と体験の機会の提供 イ市民等との協働による普及啓発の取組</p>	<p>市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぼろ(個人的に。)」の成果と課題を踏まえ、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。</p>	<p>市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぼろ(個人的に。)」の成果と課題を踏まえ、<u>景カードを使った子どもへの普及啓発の取組など</u>、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。</p>
15	<p><b>P72</b> 別表1の1-2景観計画区域における景観形成基準</p>	<p>配慮項目：広告物などに配慮する誘導基準：建物デザインや街並みとの調和を考慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考えるほか、複数個の看板が予想される場合には集合化を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものとは原則として使用しない。</p>	<p>配慮項目：広告物や案内表示などに配慮する誘導基準：建物デザインや街並みとの調和はもとより、<u>安全性や視認性に配慮</u>して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考える。また、複数個表示する場合には<u>集合化等</u>を図る。なお、激しく動光が変化するものや華美なものは原則として使用しない。</p>